平成２３年（フ）第９４５号
京都市下京区西七条西八反田町17番地　青山住宅２Ｆ12号
債務者　渡邉　和幸
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８２号
オーストラリア連邦　クイーンズランド州　メリマック　ギルガイロード　２―６　レイクランド　ヴィラ　ユニット49、最後の住所京都府宇治市小倉町山際37番地の39
債務者　内貴　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９９０号
オーストラリア連邦　クイーンズランド州　メリマック　ギルガイロード　２―６　レイクランド　ヴィラ　ユニット49、最後の住所京都府宇治市小倉町山際37番地の39
債務者　内貴のぞみ
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６８号
京都市右京区西院春栄町43番地１　春栄ハイツ532号室
債務者　増井　淳太
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
島根県大田市久手町刺鹿2286番地２
債務者　越堂　恒弘
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第９号
香川県高松市仏生山町甲833番地５西岡ビル
債務者　小坂　健司
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６２号
香川県綾歌郡綾川町畑田1033番地20
債務者　渡邊　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８１号
岩手県花巻市南城45番地１　ネイティブプレイスＢ203号、前住所岩手県北上市北鬼柳２地割95番地11
債務者　齋藤　　佳（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１３２号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅２―７
債務者　佐藤　光男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１３３号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅２―７
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４２９号
札幌市北区新琴似７条１丁目３番27号　小池マンション202号、申立時の住所仙台市太白区緑ケ丘４丁目11番28号
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
仙台市青葉区東勝山３丁目１番２号　シティーハイツ庄子Ｂ―202
債務者　阿部　貴雄
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
滋賀県彦根市川瀬馬場町967番地３ハイツ岸田101号室、住民票上の住所滋賀県彦根市金亀町９番12号
債務者　創建こと　横山　政一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５３６号
神戸市兵庫区荒田町３丁目63―13―203、住民票上の住所神戸市灘区泉通２丁目３番７―401号
債務者　村山　美佳
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８０号
兵庫県三木市平田519番地の２
債務者　宮城　　亮
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８１号
兵庫県三木市平田519番地の２
債務者　宮城　　綾
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部